

国保・後期高齢者医療保険のお知らせ

 市民課 国保年金係
 税務課 市民税係

[国民健康保険]

▶ 「限度額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

引き続き必要な人は、7/31 (火)までに市民課で申請してください。

▶ 国保加入手続き、喪失手続き

職場の健康保険に加入または脱退したときは、本人からの届け出が必要ですので、お済みでない人は市民課で手続きしてください。

▶ 納税通知書の送付

7月中旬に送付しますので納付をお願いします。口座振替の人は預金残高の確認をお願いします。年金からの特別徴収の人は、7月下旬に特別徴収開始通知書をお送りします。

▶ 所得区分の変更 (昨年度より下記のとおり変更)

減額区分	所得区分
7割軽減	世帯主と加入者の前年所得が33万円以下
5割軽減	世帯主と加入者の前年所得は33万円+27万5千円(改正前27万円)×加入者数 以下
2割軽減	世帯主と加入者の前年所得が33万円+50万円(改正前は49万円)×加入者数 以下

限度額 医療分58万円(改正前54万円) ※支援金分・介護分は変更ありません。

[70歳以上の人の高額療養費]

医療費が高額になり、同じ月内の自己負担額が一定額を超えた分が高額療養費として支給される制度について、市民税課税世帯に属する70歳以上の人の自己負担額が8月から変更されます。

平成30年7月診療分まで【月額】

所得区分	一部負担割合	外来+入院 (世帯単位)		多数該当
		外来 (個人単位)		
現役並み所得者	3割	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	2割(1割)	14,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円	44,400円

平成30年8月診療分から【月額】

区分 (課税標準額)	一部負担割合	外来+入院 (世帯単位)		多数該当
		外来 (個人単位)		
690万円以上	3割	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%		140,100円
380万円から690万円未満		167,400円+(総医療費-558,000円)×1%		93,000円
145万円から380万円未満		80,100円+(総医療費-267,000円)×1%		44,400円
一般	2割(1割)	18,000円 (年間限度額144,000円)	57,600円	44,400円

国保 高額療養費制度のお知らせ

[医療費の領収書は大切に保管を！]

1か月で負担した医療費が世帯の限度額を超えると、超えた分が高額療養費として国保から支給されます。該当の世帯へは、受診から2~3か月後に申請書をお送りしますので、申請書が届いたら申請してください。申請には該当月の領収書が必要になりますので、医療費(病院、薬局等)の領収書は大切に保管してください。